**確認済証を受けた方へ**

省エネ基準への適合義務建築物は、完了検査に併せて省エネ基準適合性の検査を実施します。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という）への適合が義務となっている建築物は、建築基準法に基づく完了検査に併せて省エネ基準への適合性の検査が必要となります。

１．適用開始日

　　令和３年４月１日以降の完了検査申請より適用

２．手数料（完了検査手数料に省エネ基準への適合検査の手数料を**加算**）

３．添付図書

　　□ 省エネ基準工事監理報告書

　　【変更（軽微な変更を含む）がある場合※】

　　　□ 変更後の省エネ適合性判定通知書（省エネ適判を受ける必要のある変更がある場合）

□ 軽微な変更説明書（軽微な変更がある場合）

□ 軽微変更該当証明（軽微な変更で、軽微変更ルートＣの変更がある場合）

**※変更する際は、事前に下記窓口へ相談し、必要な手続き・添付図書を確認ください。**

**お問い合わせ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **建築場所(所管区域)** | **窓口** | **電話番号** |
| 川北町、能美市 | 南加賀土木総合事務所建築課 | 0761-21-3333 |
| かほく市、 河北郡 | 津幡土木事務所建築課 | 076-289-4162 |
| 羽咋市､ 羽咋郡､ 鹿島郡 | 中能登土木総合事務所建築課 | 0767-52-7604 |
| 輪島市､ 珠洲市､ 鳳珠郡 | 奥能登土木総合事務所建築課 | 0768-26-2353 |